

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人あおい会

2022年4月1日（第1版）

## 1. 基本方針

社会福祉法人あおい会が運営する事業所では、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

## 2. 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待・防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の統括責任者は理事長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）を定めます。

- 委員会は、必要な都度担当者が招集します。（年1回以上）
- 委員会の委員長は理事長が指名する者とし、委員は、委員長が指名します。
- 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
  - ① 虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
  - ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 委員会は、職員セルフチェックリスト（年1回12月頃実施）を使用し、虐待の早期発見に努めます。
- 委員会の役割は、「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」があります。第1の「虐待防止のための計画づくり」とは、虐待防止の研修や、虐待が起りやすい職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、マニュアルやチェックリストの作成と実施です。

第2の「虐待防止のチェックとモニタリング」とは、虐待防止の取組の実施プロセ

スです。チェックリストにより各職員が定期的に自己点検し、その結果を集計し虐待防止委員会に報告します。また、サービス管理責任者においては、利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況（課題）等も踏まえながら、現場で抱えている課題を委員会に伝達します。委員は、発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告します。委員会では、この現況を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、法人と一体で取り組むもの、虐待防止委員会・各部署単位で取り組むもの、職員個人で取り組めるものの3つに分類し、具体的に検討の上、経営計画への反映や、職員への研修計画や各部署の職員が取り組む改善計画に反映し、委員を中心とし各部署で具体的に取り組みます。第3の「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」とは、虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこととなります。

### 3. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は理事長が行い責任者は施設長（管理者）とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

#### 連絡先

和歌山県障害者権利擁護センター（和歌山県庁障害福祉課内）

専用電話:073-432-5557 FAX:073-432-5567

和歌山市障害者虐待防止センター

電話:073-435-1060 FAX:073-431-2840

海南市 社会福祉課 障害福祉係

電話:073-483-8602 FAX:073-483-8429

### 4. 虐待の防止のための職員研修

- 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。
- 具体的には、次のプログラムなどを実施します。
  - ・ 虐待防止法の基本的考え方の理解

- ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
  - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順 ・ 発生した場合の改善策 など
- 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面または電磁的記録等により保存します。

#### 5. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方針

- 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談します。
- 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を 代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

#### 7. 成年後見制度の利用支援

- 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

- 虐待等の苦情相談については、窓口担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとし、フローチャートを確認し、実施します。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 9. 利用者等に対する当該指針の閲覧

- 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(附則) この指針は、2022 年 4 月 1 日より施行する